

展示会出展事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

事業者の販路拡大を促進するため、事業者が実施する展示会出展等を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要 件
展示会・見本市等（オンラインで実施するものは対象外）への出展	事業者	1 出展の際に展示販売等を行わないものであること。 2 市が主催又は共催する展示会・見本市等でないこと。 3 主たる目的が事業者間取引（B to B）であること。 4 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。 5 みなし同一事業者間での事業でないこと。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

※ 国・県等の補助金と併用することはできません。

※ みなし同一事業者とは、代表者及び住所が同じ事業者、主要株主及び住所が同じ事業者並びに資本関係にある事業者をいう。

※ みなし同一事業者間での事業とは、みなし同一事業者が主催する展示会への出展等をいう。

3. 助成内容

助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
対象経費に 100 分の 50 を乗じて得た額以内	1 の年につき 50 万円	展示会・見本市等への出展における小間料及び主催者が設定する小間料のオプション ※主催者が設定する小間料のオプションについては、出展における小間料と併せての申請に限る。

※ 助成金算定額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

※ 対象経費は、小間料に直接関係のない経費（宿泊費・交通費・食費など）を除いた額とする。

※ 外貨で支払いがされている場合は、日本円に換算する。

4. 申請期限

交付申請期限
助成対象事業の完了した日から 90 日以内 （実質的に当該事業を終えた日※及び支払いの日のうち、遅い日から 90 日以内） ※例：展示会が 1 日の場合はその日、数日に渡る場合はその最終日。

5. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類
事業の着手 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓	

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年春日井市規則第 19 号）別表第 3（第 5 条関係）に定める展示会出展事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電 話 0 5 6 8 - 8 5 - 6 2 4 7

F A X 0 5 6 8 - 8 4 - 8 7 3 1

メー ル kigyo@city.kasugai.lg.jp